

12

赤岩(一部を除く)・石山町(一部を除く)・
梅ヶ枝町・清水町・末広町・手宮・豊川町・錦町・
高島4丁目15番 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、 スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑がみを含む。)、雑誌・書籍、 段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

令和3年4月から 令和4年3月まで 収集カレンダー

4

月	火	水	木	金
・	・	・	1 プラ類	2 可燃
紙類 5	可燃 6	不燃 7	プラ類 8	可燃 9
かん等 12	可燃 13	14	プラ類 15	可燃 16
紙類 19	可燃 20	不燃 21	プラ類 22	可燃 23
かん等 26	可燃 27	28	プラ類 29	可燃 30

5

月	火	水	木	金
紙類 3	可燃 4	不燃 5	プラ類 6	可燃 7
かん等 10	可燃 11	12	プラ類 13	可燃 14
紙類 17	可燃 18	不燃 19	プラ類 20	可燃 21
かん等 24	可燃 25	26	プラ類 27	可燃 28
紙類 31	・	・	・	・

6

月	火	水	木	金
・	可燃 1	不燃 2	プラ類 3	可燃 4
かん等 7	可燃 8	9	プラ類 10	可燃 11
紙類 14	可燃 15	不燃 16	プラ類 17	可燃 18
かん等 21	可燃 22	23	プラ類 24	可燃 25
紙類 28	可燃 29	不燃 30	・	・

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

7

月	火	水	木	金
・	・	・	1 プラ類	2 可燃
かん等 5	可燃 6	7	プラ類 8	可燃 9
紙類 12	可燃 13	不燃 14	プラ類 15	可燃 16
かん等 19	可燃 20	21	プラ類 22	可燃 23
紙類 26	可燃 27	不燃 28	プラ類 29	可燃 30

8

月	火	水	木	金
かん等 2	可燃 3	4	プラ類 5	可燃 6
紙類 9	可燃 10	不燃 11	プラ類 12	可燃 13
かん等 16	可燃 17	18	プラ類 19	可燃 20
紙類 23	可燃 24	不燃 25	プラ類 26	可燃 27
かん等 30	可燃 31	・	・	・

9

月	火	水	木	金
・	・	1	プラ類 2	可燃 3
紙類 6	可燃 7	不燃 8	プラ類 9	可燃 10
かん等 13	可燃 14	15	プラ類 16	可燃 17
紙類 20	可燃 21	不燃 22	プラ類 23	可燃 24
かん等 27	可燃 28	29	プラ類 30	・

10

月	火	水	木	金
・	・	・	・	1 可燃
紙類 4	可燃 5	不燃 6	プラ類 7	可燃 8
かん等 11	可燃 12	13	プラ類 14	可燃 15
紙類 18	可燃 19	不燃 20	プラ類 21	可燃 22
かん等 25	可燃 26	27	プラ類 28	可燃 29

11

月	火	水	木	金
紙類 1	可燃 2	不燃 3	プラ類 4	可燃 5
かん等 8	可燃 9	10	プラ類 11	可燃 12
紙類 15	可燃 16	不燃 17	プラ類 18	可燃 19
かん等 22	可燃 23	24	プラ類 25	可燃 26
紙類 29	可燃 30	・	・	・

12

月	火	水	木	金
・	・	不燃 1	プラ類 2	可燃 3
かん等 6	可燃 7	8	プラ類 9	可燃 10
紙類 13	可燃 14	不燃 15	プラ類 16	可燃 17
かん等 20	可燃 21	22	プラ類 23	可燃 24
紙類 27	可燃 28	不燃 29	プラ類 30	可燃 31

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

1

月	火	水	木	金
3	可燃 4	5	プラ類 6	可燃 7
かん等 10	可燃 11	不燃 12	プラ類 13	可燃 14
紙類 17	可燃 18	19	プラ類 20	可燃 21
かん等 24	可燃 25	不燃 26	プラ類 27	可燃 28
紙類 31	・	・	・	・

2

月	火	水	木	金
・	可燃 1	2	プラ類 3	可燃 4
かん等 7	可燃 8	不燃 9	プラ類 10	可燃 11
紙類 14	可燃 15	16	プラ類 17	可燃 18
かん等 21	可燃 22	不燃 23	プラ類 24	可燃 25
紙類 28	・	・	・	・

3

月	火	水	木	金
・	可燃 1	2	プラ類 3	可燃 4
かん等 7	可燃 8	不燃 9	プラ類 10	可燃 11
紙類 14	可燃 15	16	プラ類 17	可燃 18
かん等 21	可燃 22	不燃 23	プラ類 24	可燃 25
紙類 28	可燃 29	30	プラ類 31	・

※ごみ・資源物の分け方・出し方
 ○生ごみは、水分を切り「燃やすごみ」に出してください。
 ○資源物で、汚れのひどいものや取れない物は「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
 ○針の付いた医療器具は、医療機関または調剤薬局へ返却してください。
 ○はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などで包み「燃やさないごみ」に出してください。
 ※収集日当日の朝8時30分までに出してください。
 ※お住いの地域で決められたごみステーションに出してください。

※「小樽市ごみ処理券」の使い方
 単体で「小樽市指定ごみ袋」に入らず下の条件をすべて満たす場合、直接ごみに貼って出してください。
 ○長さが1m以下のもの。
 ○ひとつの重さが50kg以下のもの。
 ○容積が0.1m³(100リットル)以下のもの。
 (計算方法:縦(cm)×横(cm)×高さ(cm)÷1,000≤100となるもの)
 透明・半透明の袋や段ボールに入れ貼って出すことはできません。上の条件を超えるものは粗大ごみになります。
 ※粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集依頼してください。(有料となります)

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
(有)大森産業	22-3389
(株)小樽衛生化学工業	54-7506
(有)小原興業	54-8316
(株)クリーンサービス	64-5300
(株)北海道木村	0133-72-6028
(有)松本産業	34-1677